平成30年度第11回総会(月例)議事録

日時	平成31年2月28日(木) 午前10時開会
場所	市役所東別館11階 1101会議室
出席委員(18名)	上入來 幸一(会長) 松下 清美(会長代理) 有村 伊智博 岩元 節朗 上四元 正昭 仮屋 幸孝 園山 一則 堂免 修 弟子丸 宗一 豊留 辰男 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 外園 義興 堀之内 薫 村山 利清 脇田 サトエ
欠席委員(1名)	横峯明人
事 務 局	事務局長 馬場 主 幹 榊 支局主任 大小田、小山田、下野、吉永、中村、溝川、今吉、濵畑、引地 専門員 栗須、橋口、徳永、矢崎、山本、有田 主 査 内村、大久保、二俣、原口、水盛 主 任 鮫島
農政総務課	主 查 浜田
議	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 買受適格証明願に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 贈与税の納税猶予に関する件 9 農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件 10 農業振興地域整備計画変更(用途区分変更)に係る意見書に関する件 11 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 12 平成32年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 5 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 6 鹿児島市農地利用最適化推進員の推薦及び募集の状況について

開 会(午前10時)

議 長

定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第11回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、横峯委員から出されています。

喜入の発表委員は、8番委員に変更になります。

次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、岩元委員、鳩宿委員にお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。

それでは、議題の審議に入って参ります。

			議
			議題1.農地法第3条許可申請に関する件
			1ページ~5ページ 11件
議	7	長	それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。
9	番委	員	ご報告します。 番号1号、譲受理由:受贈、譲渡理由:贈与、権利の種別の内容:所有権移転、 贈与。 以上です。
議	-	長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
4	番委	員	ご報告します。 番号2号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。
議	-	長	次に、吉野、17番委員お願いします。
1	7番委	員	ご報告します。 番号3号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議	;	長	次に、吉田、14番委員お願いします。
1	4番委	員	ご報告します。 番号4号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号5号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号6号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。 番号7号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号8号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。
議	;	長	次に、松元、15番委員お願いします。
1	5 番委	員	ご報告します。 番号9号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号10号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号11号、規模拡大、耕作不便、所有権移転、売買。 以上です。

議長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全では、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全でを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 「「16番委員」挙手あり〕 はい、16番委員どうぞ。
16番委員	3条調査書に、譲受人の経営農地は全てが耕作されており、こういうふうになっておりますが、この時点で、譲受人の経営農地が、全て確かに耕作をされているというのをちゃんと担保されているかどうかというのは、証明がされているのですか。
議長	調査員と発表委員、職員が調べて、ここで発表するものです。
16番委員	調査員は、ここで申請されたものについては見ますけど、それ以前に買ったり、借りている分も、この譲受人が、確実に耕作をされているかどうかというのを見るわけではないですよね。
事 務 局	3条の農地取得にあたっては、全部耕作要件というのがございます。申請書が 出された時点で、申請者に聴取するとともに、場合によっては、必要に応じて、 職員、農業委員等で現地を確認した上で、判断しているところでございます。
1 6 番委員	問題があった時には、そういうことをするということですか。
事 務 局	申請人がその地域の方等であれば、その地域の農業委員、推進委員等も現地の方とか、耕作をされている、していないというのを、年に農地パトロール、利用状況調査等で現地等を確認しておりますので、そこで、もし耕作をしていなければ、耕作していないという指摘ができるということで、現地の方は随時、調査、把握していると判断しております。
16番委員	実際は耕作せずに、どんどん荒れている、何年も耕作していないという農地があるにも関わらず、次々に3条申請をしている人がいるというような苦情が、私 共の所にきているわけです。ですから、そういうことがないようにするには、どうすればいいのかということなんです。 先程事務局がおっしゃったので、きちんとそれができるかどうかという問題なんです。それで大丈夫ですか。

事	移	Z T	局	先程申し上げましたが、毎年利用状況調査、毎月1回推進委員等による利用状況調査等をしていただいておりますので、もし、申請があった時点で、そういう耕作をしていないのではないかという疑義があった場合は、本人に確認すると供に、現地の調査とかも行うということで、対応していきたいと考えております。
1	5 智	季	員	この1項に、経営農地はとありますけど、所有農地と経営農地は違うんですよね。どうしても自分の所有地でありながら、全く管理できない農地を所有されている農家の方がいらっしゃって、条件のいい農地が出た場合、そこを購入して、経営を広げたという農家の方もいらっしゃいます。ですから、所有している農地全てが耕作されてなくて、経営されている農地という言葉で理解したら、条件の悪い谷底とか索道もないどうしようもない農地は、経営農地から外すという考えです。16番委員がおっしゃるそこの状況はよくわからないですが、農地を買われる時に、どうしても耕作できない所をお持ちの方は、条件のいい所を購入するというやり方で、規模拡大とかしていますので、現地を見て、地区の農業委員が判断したらいいのではないかと思います。
7	番	委	員	今の件ですが、16番委員から提案出ましたが、そうであれば、農家台帳から 削除していくという事務的な手続きも必要ではないかと思います。経営面積とい うことは、作ってない所は農家台帳から外せばいいと思います。
議			長	非農地の認定基準に合わなければ、それはできませんよ。草を刈ったり管理を していれば、農地として認めざる負えないです。
7	番	委	員	経営をするために、耕作条件の悪い所は外してということは、結果的に耕作で きない所ですよね。
議			長	中間山地の雑木等が繁茂しているような所は、非農地化していきましょうということで、全国の農業委員会も大体そのようなことでしています。農地としてあくまでも使える状態であれば、残していかないといけないです。それは、農業委員会の仕事でもあると思います。
7	番	委	員	経営農地は全てという項目について、16番委員から指摘があったわけです。 それに対して15番委員からの提案からいけば、作ってない所は農家台帳から外 すというのが前提条件ではないのですか。
議			長	法律でそれは許さないです。
7	番	委	員	非農地申請をした時に、これは耕作できるから認めないと農業委員会から言われるわけです。辻褄が合わないです。
議			長	それは、そのようにしないと非農地の基準等が国の方で決まっています。勝手 に非農地でということはできないです。

17番委員	番号11は耕作不便となっていますが、耕作不便な所を購入していいのでしょうか。
松元支局	譲渡理由が耕作不便となっておりまして、今まで耕作されていた方のご住所が 姶良ということで、遠方で不便ということです。農地的には問題ない所です。
17番委員	わかりました。
議	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 [「異議なし」の声あり] それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申 請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請 人に許可書を交付することといたします。
	議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 6ページ~7ページ 4件
議長	

4 番 委 員

ご報告します。

番号1号、転用目的・施設等:通路、通路121.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画:東…他人畑、西…市道、南…宅地、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

この件につきまして、別件5条番号12が関連しますので、説明いたします。 12ページをお開き下さい。

番号12号、権利の種別:所有権移転、贈与、転用目的・施設等:一般住宅、住家1棟81.98㎡、庭敷地等411.02㎡、周囲の状況及び被害防除計画:東…他人畑、西…市道、南…別件4条申請地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

転用目的は、申請地に隣接する5条番号12に建築する住家1棟及び申請地奥の亡くなった父親名義の畑に接続する通路及び5条住宅転用地への進入路として、転用するものです。

なお、通路部分に関しましては、譲受人に対する、通行承諾書が提出されております。

6ページに戻ります。

番号2号、通路、通路115.00㎡、駐車場81.00㎡、法面等219.00㎡、東・北…墓地、西…山林、本人畑、南…農道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

以上です。

議 長

次に、吉野、17番委員お願いします。

1 7 番 委 員

ご報告します。

番号3号、一般住宅、住家1棟91.91㎡、庭敷地等148.09㎡、東…本人畑、西…私道、南…県道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号4号、資材置場、貸資材置場680.00㎡、東···他人畑、里道、西···宅地、南···本人畑、北···市道、境界···土留、雨水···自然流下。

議長

ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。

今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。

これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。

[「16番委員| 挙手あり]

はい、16番委員どうぞ。

16番委員	番号2ですが、転用目的は通路だけ書いてありますが、駐車場というのは、転用目的に当たらないのですか。
伊 敷 支 局	この件につきましては、全体を通路部分として使うわけですが、その中の手前の部分だけ駐車場で、車を3台置くということになっております。但しここは、集落の共同墓地の横に、長さ約46m、幅奥が1m手前が2mというような細長い場所でありまして、ここの土地につきまして、この申請地に隣接する集落共同墓地について、高齢者の方が、シルバーカー等で墓参りに来るけど、通路がなくて困っているというので、参拝用通路として提供して欲しいということです。その時に、駐車場部分として確保するのが、車3台置くような場所としております。ですので、全体的には通路を転用目的として、その中の一部分として駐車場を使うということで、全体的な転用目的を通路ということでしております。
16番委員	よくわかりますが、例えばここが通路だけだということになると、そこに3台置ける駐車場があるということですが、駐車場に停めた人に対して、ここは通路だから車は停めるなということにならないかと思います。ですから、転用目的は、通路・駐車場と書くわけにはいかないのですか。
事 務 局	転用目的の欄は通路としてありまして、どういう利用をするかというのはその下の通路、駐車場等を書いているところでございます。転用目的のところは、主な転用目的、主に使う用途ということで、転用目的を入れてございます。
1 6 番委員	わかりました。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。
	〔「異議なし」の声あり〕
	それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」4件及び議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号12号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
	議題3. 農地法第5条許可申請に関する件
	8ページ~18ページ 24件
議	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 先ほど伊敷の1件につきましては、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」 と併せて審議しておりますので、それ以外の23件について審議していただきき たいと思います。 まず、谷山、9番委員お願いします。

9 番 委 員

ご報告します。

番号1号、権利の種別:所有権移転、売買、転用目的・施設等:一般住宅、住家1棟73.70㎡、庭敷地等184.30㎡、周囲の状況及び被害防除計画:東…市道、別件5条申請地、西…里道、別件5条申請地、南…宅地、別件5条申請地、北…渡人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号2号、所有権移転、売買、資材置場、貸資材置場105.05㎡、東…市道、宅地、西…里道、他人田、別件5条申請地、南…宅地、他人田、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

番号1と番号2について事務局から補足して説明いたします。

谷山支局

この件については、関連がございますので合わせて補足して説明を致します。 番号1と番号2の譲受人は同一人物であり、当初は両申請地を合わせた1件で一般住宅として5条許可申請を提出し、平成30年12月総会において許可する旨の決定を得て受けておりますが、その後、自身が役員を務める電設会社の資材置場を確保する必要が生じたことから、当初の事業計画を見直し申請地を分割して、目的の異なる「一般住宅」と「資材置場」に転用したいとのことで、取り下げがなされております。

今般、目的別に改めて許可申請がなされた、番号1に譲受人の居宅1棟を建築すると共に、隣接する番号2には、資材置場を整備したうえで、役員を務める法人への貸資材置場にしょうとするものでございます。

9 番 委 員

続きです。

番号3号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟86.95㎡、庭敷地等373.05㎡、東・北…宅地、西…他人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号4号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場364.00㎡、東…他人畑、 宅地、西・南…宅地、北…私道、宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

番号5号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟106.92㎡、庭敷地等301.08㎡、東…他人畑、西・北…里道、南…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号6号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟104.33㎡、庭敷地等321.67㎡、東…他人畑、西・北…宅地、他人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号7号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場1,577.00㎡、東…里道、 宅地、私道、西…学校用地、南…学校用地、里道、北…市道、宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

番号8号、所有権移転、売買、資材置場、貸材置場443.00㎡、東·南· 北···宅地、西···河川管理道路、境界···土留、雨水···自然流下。

番号9号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場599.38㎡、東…雑種地、西・北…市道、南…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

番号10号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟66.24㎡、庭敷地等232.76㎡、東…水路、北…渡人畑、西…渡人畑、市道、南…渡人畑、他人畑、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。

番号11号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟120.69㎡、庭敷地等234.31㎡、東・西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

以上です。

議

長

次に、伊敷、4番委員お願いします。

4 番 委 員

ご報告します。

番号13号、所有権移転、売買、植林、クヌギ27本514.00㎡、東…山林、西…県道、別件5条申請地、南…宅地、北…宅地、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

番号14号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟97.55㎡、庭敷地等232.45㎡、東・南…別件5条申請地、西…県道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。

以上です。

議長

次に、吉野、17番委員お願いします。

1 7 番 委 員 ご報告します。 番号15号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟105.60㎡、庭敷地 等224.40㎡、東・西・南…貸人畑、北…里道、境界…土留、雨水…里道側 溝、汚水…合併浄化槽。 番号16号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電8,564.00㎡、 東···里道、西·北···市道、南···宅地、境界···土留、雨水···自然流下。 この件につきまして、補足説明をさせていただきます。 申請人は、ハウスメーカーではありますが、「法人登記事項証明書」並びに「定 款」によりますと、太陽光パネル設置の申請要件は満たしております。 経緯を申し上げますと、計画予定のパネルを設置する際、隣接する山林同様、 工事を進めていたところ、昨年5月に、当該申請地が工事区域に含まれているこ とが判明したため、工事を中断し、早急に、経済産業省に対し、当該申請地を含 めた面積での事業計画変更を申請し、1月末に変更認可を受け、今回の始末書付 きでの、転用申請に至ったものです。 なお、全体の太陽光発電施設の規模としましては、総面積8,564㎡、パネ ル2,408枚、発電出力746.4kW、約150世帯分の年間消費電力量を 賄うことになりますが、そのうち、申請地400㎡には、160枚を設置する予 定でございます。 以上です。 次に、吉田、14番委員お願いします。 議 長 ご報告します。 1 4 番 委 員 番号17号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場482.00㎡、転回場等3 00.00㎡、東…他人畑、西・南…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水 …市道側溝。 以上です。 次に、喜入、8番委員お願いします。 議 長 8 番 委 員 ご報告します。 番号18号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟55.05㎡、庭敷地等 292.95㎡、東…渡人畑、西…市道、南…市道、渡人畑、北…他人畑、境界 …コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。 この件につきまして補足説明をいたします。 申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、 農地区分は「第1種農地」に該当します。

「第1種農地」は原則として農地転用することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外となる「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。 以上です。

議 長 次に、松元、15番委員お願いします。

1 5 番委員

ご報告します。

番号19号、所有権移転、売買、宅地分譲、宅地分譲1,223.00㎡、東・西・北…私道、南…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

番号20号、所有権移転、売買、建売住宅、住家13棟727.70㎡、通路776.67㎡、庭敷地等1,490.63㎡、東…他人畑、私道、西・南…里道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

この件について、補足して説明いたします。

申請地は、松元支所から北東へ約3kmに位置する第3種農地の300m以内農地に該当します。

申請人は市内で不動産業を営む法人です。

議案書中の周囲の状況及び被害防除計画欄に雨水は市道側溝へとありますが、 雨水は東側にあります私道に既設された側溝を通って市道側溝へ流す計画となっております。

番号21号、所有権移転、売買、宅地分譲、宅地分譲2,137.00㎡、東 …他人田、西…河川管理道路、南…里道、北…水路、境界…ブロック積、雨水… 自然流下。

以上です。

議

長

次に、郡山、18番委員お願いします。

18番委員

ご報告します。

番号22号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場717.00㎡、東…受人畑、西…水路、南…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

申請地へは、譲受人が所有している南側の宅地から進入する計画とのことです。 番号23号、所有権移転、売買、資材置場、貸材置場633.00㎡、法面1, 870.00㎡、駐車場等211.00㎡、東…市道、西・南…山林、北…雑種 地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。

番号24号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟42.17㎡、通路33.00㎡、庭敷地等291.83㎡、東・南…市道、西・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

以上です。

議

長

ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。

今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号 18号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されま す。お目通しをお願いいたします。

これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。

[「16番委員」挙手あり]

はい、16番委員どうぞ。

16番委員	番号13ですが、クヌギ27本というのがあり、514㎡に27本のクヌギを植える、これを認めて欲しいということですが、10a当たりのクヌギの場合の植付本数の基準みたいなのはないのでしょうか。極端なことを言えば、この500㎡にクヌギを1本植えるという申請も考えられないことはないと思います。その辺のところはどういうふうに考えればいいですか。
伊 敷 支 局	ここにつきましては、東側に山林、この山林側の方は、山林の方に近づけますが、他の所は、宅地に囲まれておりまして、この宅地の所有者、管理者等に対しまして、このクヌギを植えるということで、譲受人の方で説明を致しまして、その事業計画については承諾をするということで、全員の印鑑をもらっているところです。但し、この宅地につきましては、クヌギを少し離して間隔を取ってくれということで、それぞれ5mずつ宅地から離してあります。また、このクヌギについては、ある程度成長しましたら、いずれは椎茸の原木として刈り取ると。そしてまた次の芽を出すというような計画になっております。周りを宅地に囲まれていることから、5mずつ幅を取ったことと、その本数につきましては、その宅地の所有者等の方々と話し合いの上で決められて、説明をして、承諾書をもらったという経緯がございます。よろしくお願いします。
1 6 番委員	クヌギとクヌギの間の最小距離はいくらですか。
伊敷支局	図面上では、13mに対して5本位です。
16番委員	わかりました。
議	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 [「異議なし」の声あり] それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」23件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し第1種農地である番号18号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。

			議題4.農地法第18条第6項の規定による通知に関する件
			1 9ページ~2 1ページ 3件
議		長	次に、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議し
			ます。
1			吉田、松元、郡山地区に合意解約の通知が出ております。
1			委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。
			これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。
i			
1			[「異議なし」の声あり]
			それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6
			項の規定による通知に関する件、3件につきましては、原案どおり受理すること
			に決定いたします。
1			
			議題5.非農地認定に関する件
1			22ページ~26ページ 7件
議		長	次に、議題 5.「非農地認定に関する件」を審議します。
i			まず、本庁、16番委員お願いします。
1	6 番	委員	ご報告します。
			番号2号、調査結果:住家1棟、倉庫2棟、43年経過、現況宅地。
1			以上です。
i			
議		長	次に、谷山、9番委員お願いします。
9	番	委員	ご報告します。
			番号2号、調査結果: 孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。
			番号3号、調査結果:共同住宅1棟、34年経過、現況宅地。
			以上です。
議		長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
L1X			
4	番 🧵	<u></u>	ご報告します。
7	ш 2	4 4	番号2号、調査結果:杉、約40年経過、現況山林。
			番号3号、調査結果:516:杉、約40年経過、現況山林。546-1、5
			47:唐竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。594:杉、檜、約40年経過、
			現況山林。
			以上です。
学			
議		長	次に、吉野、17番委員お願いします。
I			

17番委員	ご報告します。 番号6号、調査結果:コサン竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	ご報告します。 番号2号、調査結果:住家1棟、40年経過、現況宅地。 以上です。
議	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 [「異議なし」の声あり] それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 5.「非農地認定に関する 件」 7 件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
	議題6.買受適格証明願に関する件 27ページ 1件
議長	次に、議題6.「買受適格証明願に関する件」を審議します。 それでは、郡山、18番委員お願いします。
18番委員	番号1買受適格証明願について調査結果をご報告いたします。本件は、熊本国税局により公売に出された申請地の期間入札に参加するために申請されたものです。入札期間は 平成31年2月27日から3月4日でございます。開札期日は 平茂331年3月6日、売却決定日は 平成31年3月13日です。公売事件名は熊本国税局公売公告番号23号、売却区分番号110-1です。申請地は農用地区域内にあり、地目は登記、現況ともに「田」、面積は945㎡で、農地法第3条の「買受適格証明願」であります。願出人は、申請地付近を含め、水稲を中心に60aの農地を耕作しております。申請地を取得後は、水稲を作付けする予定です。また、願出人は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。なお、本件につきましては、買受適格証明書の交付を受けた願出人が、後日、農地法第3条許可申請書を提出した場合、今回の買受適格証明の交付時と許可内容が異なっていないと認められた時は、農業委員会会長の判断で処理できる旨の議決も、併せてご審議くださいますようお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長	, , , _ , , , , , , , , , , , , , , , ,
	これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。
	〔「16番委員」挙手あり〕
	はい、16番委員どうぞ。
16番委員	今、報告がありましたが、公売が成立したら、ここで3条の審議はしないということですね。
18番委員	そういうことです。
16番委員	わかりました。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。
	〔「異議なし」の声あり〕
	それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「買受適格証明願に関
	する件」、1件につきましては、適格があるものと認め、また後段についても議決するものといたします。
	93802112039。
	議題7. 農用地利用集積計画に関する件
	28ページ~44ページ 41件
議長	次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたし
	ます、自頭で中し上げよした「職事多子の制成」について円度お知りせいたします。
	43ページ、番号36から38号につきましては、6番委員自身が、申請人と
	なっている案件でございます。従いまして、6番委員におかれましては、農業委
	員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんの
	で、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。
	(6番委員離席後)
	それでは、番号36から38号につきまして、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。

43ページをご覧ください。

番号36号、地目:畑、面積1,246.00㎡、権利の種類:賃借権、設定期間10年、区分:新規。

番号37号、地目:畑、面積983.00㎡、権利の種類:賃借権、設定期間 10年、区分:新規。

番号38号、2筆で、地目:畑、面積1,421.00㎡、権利の種類:賃借権、設定期間10年、区分:新規。

平成31年2月28日公告予定です。

これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると 考えます。

以上です。

議 長

ただいま、事務局から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」の番号36から38号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

次の案件の審議に入ります前に、6番委員におかれましては、ご着席をお願い します。

(6番委員着席後)

それでは、審議に戻ります。残りの38件及び先ほどの3件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議題7.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、 ご説明申し上げます。

28ページをお開きください。

「議案第8号」農用地利用集積計画(利用権設定等)調書で、平成31年2月 28日公告予定です。

今回の利用権設定につきましては、使用貸借権21件35,431.00㎡、 うち新規20件33,331.00㎡、賃借権20件29,683㎡、うち新規 17件23,013.00㎡、合計41件65,114.00㎡、うち新規37件56,344.00㎡となっております。

次に29ページをお願いします。

これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が11件、3年、5年が各4件、5年から10年未満が2件となっております。

次に30ページをお願いします。

これは、28ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が14件、3年が3件、11年以上が2件、5年が1件となっております。

次に31ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。

下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権39筆、賃借権28筆、計67筆。面積は、田19,163.00㎡、畑41,124.00㎡、樹園地4,827.00㎡、計65,114.00㎡うち更新分は、8,770.00㎡です。

利用権等の設定をする者及び受ける者は41人。うち更新分は4人となっております。

次に32ページから44ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画 総括表の使用貸借権、賃借権の内容です。

記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。

これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると 考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

		業期 9 - 贈与並の幼孙孝が用去さか
		議題8.贈与税の納税猶予に関する件 4 5 ページ 1 件
議	長	
9 番 孝		贈与税の納税猶予の証明に係るものでございます。 贈与開始年月日は、平成6年4月7日、申請人は贈与者の子でございまして、今回が9回目の発行となります。 今回の申請は、1件9筆であり、1月28日に13番委員、私、事務局職員3名で現地調査を行いましたので、その結果についてご説明いたします。調査地の内訳は、田3筆、畑6筆でございます。番号1は、田の部分は水稲を作付け予定であり、畑の部分はキャベツ、里いも、こしょう花、オクラ、モロヘイヤを作付中でございました。次に、番号2と3は、水稲を作付け予定とのことでした。番号4と5は続き地になっており、ほうれん草、ブロッコリー、深ねぎ、玉ねぎ、白菜、大根を作付け中でございました。番号6は、キャベツ、ほうれん草を作付け予定とのことでした。番号7は、ビニールハウスが4棟あり、そのうち、3棟に高菜、にんにく、かぶ、らっきょう、グリーンピースを作付け中で、残りの1棟には観葉植物を植付中でございました。番号8は、サカキを植付け中でございました。番号9は、センリョウ、クマ笹を植付け中でございました。従いまして、今回申請のあった特例適用農地すべてにおいて、申請者が引き続き農業経営を行っていると認められましたので、証明書の発行については支障ないものと判断いたします。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「7番委員」挙手あり〕 はい、7番委員どうぞ。
7 番 刻	員	現地を見られたと思いますが、1番にこしょう花、オクラ作付中となっていますが、1月に作付は、露地栽培だとできないと思いますが、どうですか。
1 7番	_ 委 員	現状は、植付けた後が残っていたので、その分を書きました。
7 番 蓼	美員	作付予定になるのではないかと思います。

|議 長| ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「贈与税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。

議題9. 農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件

議長

次に、議題9.「農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件」 を審議します。別冊資料2です。

審議の前に、先月の総会で、7番委員から出された質問に関しまして、農政総 務課から説明がございますので、よろしくお願いします。

農政総務課

先月の総会におきまして、7番委員からお尋ねのありました件についてお答えします。先月の除外で、申請地の一部という農地の除外がありましたが、分筆をしてから審議にかけるのか、そのあたりの順番についてのご質問でしたが、除外の手続きを進めていく中で、このようなケースの場合は、必ずしも除外が許可されるものとは限らないので、予定の面積で除外の申出をしていただき、除外等の手続きが終了してから分筆を行っていただいているところであります。

仮に分筆を先にして、除外の手続きを進めた場合、各関係機関等に意見聴取を 行った際などに、面積に変更が生じるような指摘等があると分筆を先にしたこと で、場合によっては再度分筆をしないといけなくなり、除外の申出をした方に費 用等の負担が発生するなど不利益が生じることになります。

そのためにも現行の順番で除外については手続きを進めているところであります。

なお、本件につきましては、県にも確認済でございます。 説明は以上です。

議 長

それでは、審議に移ります。

松元、15番委員お願いします。

1 5 番委員

ご報告します。 2ページです。

- 3. 変更後の用途、建売住宅
- 4. 現況、申出地は、春山町火ノ丸地区にあり、松元支所から南東へ約4. 3 kmに位置し、東・南側は宅地、西側は里道、北側は他人田に接している。
- 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、 申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はや むを得ないものと思われる。

転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。

議長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 [「異議なし」の声あり] それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題1	0. 農業振興地域整備計画変更(用途区分変更)に係る意見書に関する件 別冊資料 2 1 件
議長	次に、議題10.「農業振興地域整備計画変更(用途区分変更)に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、松元、15番委員お願いします。
15番委員	ご報告します。2ページです。 3.変更後の用途、茶加工施設 4.現況、申出地は、直木町松切畑地区にあり、松元支所から南西へ約2.5 kmに位置し、東・北側は山林、西・南側は農業用施設に接している。 5.意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、変更後の用途は茶加工施設であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。なお、申出地には、すでに茶加工施設の一部である駐車場が整備されているものを、農政総務課から意見を求められたものです。以上です。
議長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 [「16番委員」挙手あり] はい、16番委員どうぞ。
1 6 番委員	この件ですが、許可なく茶加工施設を作っていたということで、農地法違反と 思いますが、どうですか。
事 務 局	只今のご質問ですが、既に農業用施設で利用されているということですが、農地法の許可を得ていないので、おっしゃるとおり農地法に違反している状態ではございますが、今後は転用ということで、立地基準、一般基準で判断しまして、始末書添付の上、追認許可の手続きを進めるということになります。

1	6 看	番委	員	違反だとすれば、始末書が付くべきだと思いますが、どの時点で始末書は付く ことになりますか。
事	老	务	局	農地の転用許可申請で、農業委員会が転用許可を出すにあたっては、その申請書を出された時点で、始末書を添付の上農業委員会の方には申請をしていただくことになります。
1	6 耄	番 委	員	わかりました。
議			長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕
				それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「農業振興地域整備計画変更(用途区分変更)に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
	議題11. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 別冊資料3 90件			
議			長	次に、議題11.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地 判定について」を審議します。別冊資料3です。 まず、谷山、9番委員お願いします。
9	番	委	員	ご報告します。2ページです。 調査筆数:10筆、現況確認日:平成31年1月28日、農地・非農地の判断結果:孟宗竹・真竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議			長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
4	番	委	員	ご報告します。3ページです。 調査筆数:10筆、現況確認日:平成31年1月24日、農地・非農地の判断結果:杉、真竹・ゴキ竹・唐竹・クヌギ・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議			油	次に、吉野、17番委員お願いします。

17番委員	調査筆数:9筆、現況確認日:平成31年1月15日、農地・非農地の判断結果:孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議長	次に、東桜島、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。5ページです。 調査筆数:2筆、現況確認日:平成31年1月11日、農地・非農地の判断結果:雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議長	次に、吉田、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	ご報告します。6ページです。 調査筆数:9筆、現況確認日:平成31年1月30日、農地・非農地の判断結果:杉、ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議長	次に、桜島、2番委員お願いします。
2 番 委 員	ご報告します。7ページです。 調査筆数:20筆、現況確認日:平成31年1月11日、農地・非農地の判断結果:19筆が杉、唐竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が不耕作で農地と判断いたしました。 以上です。
議長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。8ページです。 調査筆数:14筆、現況確認日:平成31年1月24日、農地・非農地の判断結果:13筆が杉、檜、真竹・雌竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が梅植付中で農地と判断いたしました。 以上です。
議長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	ご報告します。9ページです。 調査筆数:8筆、現況確認日:平成31年1月25日、農地・非農地の判断結果:3筆が杉、ゴキ竹・孟宗竹自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が梅植付中、4筆が不耕作で農地と判断いたしました。 以上です。

議	長	次に、郡山、18番委員お願いします。
18番	委員	ご報告します。10ページです。 調査筆数:8筆、現況確認日:平成31年1月23日、農地・非農地の判断結果:9筆が杉、コサン竹・ゴキ竹・孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議	長	これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。
		「異議なし」の声あり〕
		それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題11.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」90件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。
	議題	[12.平成32年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について 別冊資料4
議	長	見について」を審議します。 提案事項につきましては、先月の総会で協議してまいりましたが、今月は、最 終的に提案を取りまとめていきたいと思います。よろしくご審議のほど、お願い いたします。
		それでは、事務局より説明をお願いします。
事務	局	議題12、「平成32年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」、 ご説明します。別冊資料4をご覧ください。 1ページをお願いします。 この意見については、先月の総会を踏まえ、今回の総会で審議し、3月に県農業会議へ提出します。その後、県農業会議での議決を経て、本年5月に開催される全国農業委員会会長大会における提案に反映させるとともに、必要に応じて、県農業会議から国等へ提出します。 項目は、
		1 有害鳥獣被害対策に関すること(継続)、 2 将来の農業を担う農業後継者等の育成・確保等に関すること(継続)、 3 遊休農地の解消や発生防止に向けた農地等の基盤整備の推進等に関すること(継続)、 4 農家の保護育成及び国内農産物生産高の増加に対する施策(新規)になります。 内容は前回から変更はございませんので、お目通し願います。 よろしくお願いします。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。

提案事項について、前回協議のとおり、変更はないとのことですので、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、国への提案事項については、原案どおり(原案を一部修正し、)決定 します。また、後日「県農業会議」へ提案いたします。

議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

				報告	事	項
				1. 法務局から照会の	あった農地等の現況に	こついて
					47ページ 2件	
議			長	報告事項1「法務局から照	会のあった農地等の	現況について」
				それでは、谷山、9番委員	お願いします。	
9	番	委	員	報告します。46ページで	· -	
						調査結果:該地は市街化調整区
				域内にあり、現況農地である。		VI. The Fit Lie Nie
				処理状況:平成31年1月	29日 鹿児島地万	伝務局 个報告済。
				次に、47ページです。		
						調査結果:該地は市街化調整区
				域内にあり、現況非農地であ	- 0	计数尺。却化效
				処理状況:平成31年2月	13日 庞兄岛地力	<u> </u>
				以上です。		
				 2.農地法第3条の3届	出事法に関する報告	ピールブ
				** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	山寺人に関りる報日 49ページ 7件	(C-)V-C
議			長	次に、報告事項1 「農地法		に関する報告について」
时火			K	報告事項2「農地法第4条		- · · · · - · · · · · · · · · · · · · ·
				報告事項3「農用地利用配		
				それでは、事務局の報告を		
事		<u> </u>	局	48ページをお開きくださ	ν ,	
	•	•		報告事項1 農地法第3条	S .	る報告の集計表です。
						利の取得があった場合は、市町
				村の農業委員会に届出を要す	るもので、今回の届	出は7件です。
				登記地目別では、田6筆、	3, 348. 00 m ²	、畑14筆、13,043.0
				0 ㎡となっております。取得	した事由別数は、相	続が7件。権利の種別は、所有
				権が7件。農業委員会による	あっせん等は、無が	7件となっております。
				49ページは、農地法第3	条の3関係の内容で	す。
				お目通しをお願いいたしま	す。	

3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 50ページ~59ページ 29件

事 務 局

50ページをお開きください。

報告事項2 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。

これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。

転用目的別では、第4条関係は、多い順に共同住宅が3件、駐車場が2件、一般住宅が1件、合計6件となっております。

第5条関係では、多い順に一般住宅が13件、駐車場が4件、資材置場、店舗等、その他が各2件、合計23件となっております。

51ページから52ページは、4条関係6件、53ページから59ページは、5条関係23件の内容です。お目通しをお願いいたします。

4. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 60ページ~62ページ 12件

事 務 局

60ページ「報告事項5」をお願いします。

平成31年1月30日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。

これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が 認可したことにより、平成31年2月1日から貸付の始期が始まるものです。

使用貸借権4件4筆7,034.00㎡、賃借権8件9筆9,433.00㎡、合計12件13筆16,467.00㎡となっております。始期は平成31年2月1日からになります。

今回の分は、12月の総会で審議していただいた農用地利用集積計画で、農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。

61ページから62ページは、先ほど説明しました農用地利用配分計画の内容です。

お目通しをお願いいたします。

5. 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料 5

事 務 局

報告事項5 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。

別冊資料5をご覧ください。

この報告は、担い手への農地集積・集約化を推進することを目的に実施している、農地利用の意向確認を内容とする鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総 点検活動の、12月期の実施状況について報告するものです。

表の一番下の合計欄をご覧ください。

まず 二段書きの上の段の12月期については、訪問戸数155戸、うち不在4戸、調査回答戸数147戸、貸出希望14戸296.08アール、借入希望2戸20.00アール、貸出・借入・中間管理事業活用実績はございませんでした。次に、下の段の累計については、訪問戸数1,207戸、うち不在35戸、調査回答戸数1,155戸、貸出希望88戸1,987.58アール、借入希望12戸452アール、貸出・借入・中間管理事業活用実績はございませんでした。各地区の実績についてはお目通しをお願いします。

以上で報告を終わります。

6. 鹿児島市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の状況について

事 務 局

今月4日から開始となりました「鹿児島市農地利用最適化推進委員の推薦及び 募集」について、推薦・応募状況を報告いたします。

昨日、2月27日時点での推薦・応募は13件となっております。

地域ごとには、中央地域、定数1名に対し、2名、谷山地域、定数3名に対し、 2名、定数2名に対し、伊敷地域なし、吉野地域1名、吉田地域なし、桜島地域 1名、喜入地域2名、松元地域2名、郡山地域3名となっております。

特に、定数に達していない、谷山、伊敷、吉野、吉田、桜島地域につきましては、地域ごとに支局職員等とご相談いただき、地域内の農地利用の最適化の推進活動に意欲のある方へ、推薦・応募の手続きをご案内くださいますようお願いいたします。

なお、推薦及び応募様式の提出期限につきましては、3月4日(月)までとなっております。

本庁・各支局への直接提出については当日の17時15分までの提出、郵送については当日消印有効となります。

どうぞよろしくお願いします。

以上で、鹿児島市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に係る状況報告を終わります。

議	長	ありがとうございました。 (議事終了:午前11時15分) 続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。
事	務 局	・平成30年度第12回総会(月例)開催日時は、3月28日(木)午前10時開会本館2階 講堂
議	長	
		閉 会(午前11時20分)